

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠岡市長

市町村名 (市町村コード)	笠岡市 (33205)
地域名 (地域内農業集落名)	島しょ部 (白石島・真鍋島・高島・飛島・北木島・六島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月8日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化の進行により、農業は衰退傾向にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農漁村の豊かな自然環境を活かした都市住民との交流など、新たな展開を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	359 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に合わせた集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
島しょ部の高齢化率は極めて高く、離島のおかれた諸条件の制約から生活・産業・医療等の高度化が立ち後れている。 今後は、観光産業との連携を推進するため、生活環境整備と一体化した農業基盤整備の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう行政と協力して防除対策を進める。
- ②環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進める。
- ⑩観光産業との連携を推進する。